

会議名 全員協議会

日 時 令和2年12月18日（金）午前10時～午後0時45分

場 所 第2・第3委員会室

出席議員	議長	梅村 均	副議長	鬼頭博和	議員	片岡健一郎
	議員	谷平敬子	議員	水野忠三	議員	大野慎治
	議員	黒川 武	議員	宮川 隆	議員	須藤智子
	議員	井上真砂美	議員	伊藤隆信	議員	関戸郁文
	議員	堀 巖	議員	木村冬樹	議員	梶谷規子

欠席議員 なし

説明者 副市長 小川信彦

総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、
消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍

秘書企画課長 伊藤新治、同主幹 小出健二、行政課長 佐野剛、同主幹
兼松英知、同主幹 酒井寿、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝
正継、上下水道課長 秋田伸裕、同主幹 大橋透、同統括主査 大徳康司、
生涯学習課長 竹井鉄次、子育て支援課長 西井上剛

事務局出席 議会事務局長 丹羽 至

全員協議会（令和 2 年12月18日）

◎議長（梅村 均君） おはようございます。

ここ数日間、寒い日が続いております。積雪がなかったのは何よりでございますけれども、職員の皆様には天候に備えた準備などをしておられますこと、日頃から市内の安全・安心に向けて御尽力されていますことに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの関係のほうですけれども、昨日、東京のほうでは800人を超えたということでありまして、また市内のほうでも4人の感染者の報告があったというところでございます。日に日に深刻になっておりますけれども、今定例会最終日、来週火曜日までになっておりますが、しっかりと感染症の防止対策を取りながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほうもよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、御参集いただきありがとうございます。これより全員協議会を開催します。

初めに、副市長から御挨拶をお願いいたします。

◎副市長（小川信彦君） 皆さん、おはようございます。

12月議会の開催中にもかかわらず、本日も全員協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。

本日の行政報告につきましては、今年度事業の報告書が数件あり、大変ボリュームがありますので、時間の都合上、簡潔な説明とさせていただきますので、御不明な点などにつきましては、後日、各担当に御照会いただければと思います。

また、議会最終日に追加の補正予算を上程させていただきます。いずれも緊急な案件となっておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

いよいよ年末年始を迎える時期となりました。新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、全国的にも年末年始の行動の自粛が求められております。市といたしましても職員の年末年始の行動の分散を目的といたしまして、本年の12月28日の仕事納め式、また1月4日の仕事始め式は行わず、市長メッセージを職員に庁内メールで送信する方式とさせていただきます。

また、併せて1月4日の第1週につきましては、できる限り会議を入れないというふうにさせていただきました。職員から感染者を出さないとともに、そして市役所の機能を止めることのないよう十分な注意を払っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

◎議長（梅村 均君） ありがとうございます。

それでは、会議はお手元の次第の順序に従い進めさせていただきます。

報告事項から入ります。

一部事務組合議会の経過報告を行います。

小牧岩倉衛生組合議会の経過報告をお願いします。

◎議員（関戸郁文君） 令和2年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会の報告をいたします。

A4の紙を見てください。

日時は令和2年11月30日月曜日午後2時から、場所は小牧岩倉衛生組合、小牧岩倉エコルセンター会議室。出席議員は10名。

会議に付した案件は、議案第10号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。これ1件でございます。

議案第10号を議題として、事務局長から提案理由の説明がありました。

説明内容は、人事院勧告に準じて所要の整備を行うもので、職員の期末手当の支給割合の変更を行う旨の説明がありました。変更の内容は0.05か月の削減でございます。

直ちに質疑に入りました。

主な質問は、職員組合とはどのような合意をされているのか。答えとして、職員組合とは、令和2年11月17日に職員組合に給与改定に関する申入れを行い、同日、職員組合の代議員会において了解を得ていると確認している。

2番目の質問は、再任用職員が外されているが、どのような議論があったのか。答えとして、再任用職員については、今回の勧告において改正がなされていないということです。今回の改正は、一般職の職員、会計年度任用職員についての改正内容となっております。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。反対討論、賛成討論はそれぞれ行われましたが、採決の結果、議案第10号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

◎議長（梅村 均君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） これをもって、小牧岩倉衛生組合議会の経過報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の経過報告を終わります。

次に、執行機関からの報告を行います。

初めに、12月定例会に提出予定の追加議案についての説明をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） それでは、12月定例会に追加の議案を説明させていただきます。

追加するのは、一般会計補正予算の1件でございます。

お手元に配付しております資料のとおり、総額6,287万5,000円を増額するものでございます。

それでは、内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 初めに、概要のところを見ていただきまして、民生費、ひとり親家庭等福祉費のひとり親世帯臨時特別給付金支給事業については、2,540万9,000円の増額です。内訳については、時間外勤務手当、消耗品費、振替手数料、それからひとり親世帯臨時特別給付金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親世帯の生活を年末年始に向けて支援するため、児童扶養手当受給世帯等に対し臨時特別給付金、これは基本給付の再支給と言っておりますけれども、支給に必要な経費を増額するものでございます。

こちらについては、新規主要事業説明書を用意しましたので、そちらで説明をさせていただきたいと思います。

事業の内容について見ていただきますと、支給の対象者は、(1)の①②③にあるとおりでございます。6月補正で新設をしまして、既に309件、1,974万円ほどの給付をしておりますが、その方については同じように同額、もう一度振り込まれるということでございます。先日、財務常任委員会協議会も開催していただきまして、その際説明したとおり、12月16日付で案内を各世帯に送付しております。郵送費については、前回の6月補正の執行の残りがありましたので、それで郵送を行ったものであります。12月25日に振込という手続で進めておりますので、よろしくお願いします。

給付額については、改めまして1世帯5万円、2人以上のお子様がいらっしゃる家庭については第2子以降について3万円というところでございます。この財源については全額国庫補助金、事業費分と事務費分とそれぞれ10分の10の充当になっております。こちらは以上です。

◎消防長（柴田義晴君） 続いて、消防費の補正予算について御説明させていただきます。

消防施設費（災害対応特殊救急自動車購入事業）の3,503万5,000円については、令和3年度に予定をしておりました高規格救急自動車購入事業であります。今回、新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送のため、万

全を期すことを目的とした国の令和2年度補正予算に係る緊急消防援助隊設備整備費の補助を受けられることになり、この補助金を活用しまして新たに救急車を購入するための必要な経費として、普通旅費3万円、自動車リサイクル手数料1万5,000円、自動車損害保険料3万3,000円、車載無線機等載替え委託料81万1,000円、救急自動車購入費3,411万3,000円、自動車重量税3万3,000円を前倒しして計上するものでございます。

なお、後ほど掲載しておりますが、全額を繰り越しして令和3年度に事業を実施してまいります。

特定財源にありますように、国庫補助金は緊急消防援助隊設備整備費補助金1,369万9,000円、市債1,360万円を充当するものでございます。

事業内容については、事業説明資料2ページを御覧いただきたいと思ます。

事業内容にありますように、平成24年に配備をしました救急車が約10年を経過するため、更新計画に基づき更新するものでございます。また、現行の車両に配備されているデジタル無線及びAVMを更新車両へ載せ替えをするとともに、新たに購入する救急車を緊急消防援助隊に登録するものでございます。

なお、補正予算歳出・歳入の積算根拠につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 教育費をお願いします。

総合体育文化センター費（総合体育文化センター施設管理費）243万1,000円、こちらは修繕料の増額をお願いしております。今年度実施しました総合体育文化センターの外壁の打診調査の結果を踏まえまして、早急に対策が必要だという外壁タイル約40平米、全体が4,280平米ありまして、全体の0.9%ほどですけれども、こちらは早急に修繕が必要だという診断を受けましたので、その部分の修繕料を増額するものでございます。今年度中には実施したいということで、緊急の補正でお願いしたいと思ます。以上です。

◎総務部長（中村定秋君） 続きまして、歳入でございます。

歳入につきましては、繰越金を除き、先ほど歳出で説明した事業に充当する国庫補助金と市債でございます。総額6,287万5,000円ということでございます。

◎消防長（柴田義晴君） 第2表の繰越明許費の補正については、全額3,503万5,000円を繰り越すものでございます。以上です。

◎総務部長（中村定秋君） 一般会計の補正についての説明は以上です。

なお、今回の補正で繰越金1,000万円を充当いたしますので、充当後の留

保財源につきましては約6,500万円ということになります。

説明は以上です。

◎議長（梅村 均君） 説明が終わりました。

御不明な点、確認したいことがあれば、発言をお願いします。

◎議員（大野慎治君） 1点だけ確認させてください。

総合体育文化センターのタイルですね、緊急で修繕するということです。多分、南面の浮いているところを中心に直すということでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 全面に見ていただいていますので、今回は何か所かございます。南面だけではなくて、名草線側、それから東面にもございます。

◎議長（梅村 均君） これをもって、12月定例会に提出予定の追加議案についての報告を終わります。

続きまして、第2期岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく令和元年度実績及び令和2年度計画の評価結果報告についての説明をお願いします。

◎行政課長（佐野 剛君） それでは行政課から、本日お配りしております資料、2種類ございます。成果結果報告書とA3でホチキス留めしております各行動計画の意見書という2種類ございます。この資料に沿って報告をさせていただきます。

今年度の行政経営プラン推進委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、例年より2か月ほど遅い10月に開催をし、評価をいただいたところでございます。その後、11月18日に推進委員会の委員長、副委員長から、本日お手元に配付させていただいております報告書等を久保田市長のほうに提出いただいたというものでございます。

それでは、評価結果につきましては、報告書に沿って報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、左側のページの中段に2として総括がございます。この総括につきましては、大きく4項目に分かれております。

総括の2段落目を御覧ください。

49の取組業務の実施状況を確認したところ、全体としておおむね順調に進捗していると認められたが、取組項目の中には毎年度同じ目標を設定しているものがあり、行政改革の趣旨にそぐわないと思われるものがあるので、今後、目標設定する際には留意してほしい。また、計画の進捗に当たり、前年度の目標達成がされていなかった項目につきましては、その理由を記載し、分析を行うことによって業務の改善に資するものと思われるので、検討してほしい。

次に、右のページをお願いします。

1 段落目になります。

組織・機構の見直しを行い、行政組織のスリム化を図り、部長から課長への権限委譲を行っているが、その効果について検証を行い、今後の組織体制の改善につなげていくことが必要である。また、プロジェクトチーム制度を汎用的に活用するよう整備すべきである。

2 段目をお願いします。

市税等の収納業務に携わる部署同士の連携した収納率向上に向けた取組については、収納率向上推進委員会において収納率向上の手法の検討及び連携手法について協議したところであるが、収納率向上のためには滞納事由等を分析し、類型分けし検討することや、滞納者の人数に基づいて対応方法を検討することが必要である。また、滞納することにより滞納者が受けるデメリットについて丁寧に説明することで抑制につながると思われるので、検討してほしい。

次、3 段落目をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市においても事業の中止または延期するとともに、感染拡大防止に資する対策を実施しているところであるが、今後、テレワークやウェブ会議の導入など、ICTによる業務効率化や申請の非対面化等も防止策として推進されることが考えられるので、導入の可能性等について検討してほしい。

また、感染症の影響により、第2期行政経営プランの推進についても、行動計画に掲げた取組項目の実施・達成が困難となっているものもあるが、第2期行政経営プランの基本目標である「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」の達成のために向けてできることを取り組んでほしい。

以上が総括となります。

次に、もう一枚の資料になります。別紙のA3資料になります。

こちらの資料につきましては、49の取組業務についての実績、計画のほうを記載しておりますが、一番右の列が行政経営プラン推進委員会からいただいた意見を取りまとめたものになります。全体の説明につきましては、本日は省略をさせていただきます。

なお、今後につきましては、市長・副市長等で構成します本部会議での指示事項を全職員に通知するという、またこの結果につきましては広報「いわくら」の1月号で市民の皆様へ周知するという予定としております。

以上で報告を終了させていただきます。

◎議長（梅村 均君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） これをもって、第2期岩倉市行政経営プラン及び行動計画に基づく令和元年度実績及び令和2年度計画の評価結果報告についての報告を終わります。

続きまして、第4次岩倉市総合計画施策評価結果（総括）についての説明をお願いします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） それでは、秘書企画課から、第4次岩倉市総合計画施策評価結果（総括）について説明させていただきます。

お手元に配付しております令和元年度施策評価結果の総括、A3の2つ折りにした資料を御覧ください。

昨年度は、第5次総合計画の策定に必要な基礎資料とするため、平成28年度から平成30年度までの3年間にかけて実施しました施策の総合的な評価として実施しておりましたが、今回の評価につきましては、平成29年度までと同様、単年度の評価として実施しております。

1を御覧ください。

1の単位施策評価の結果としまして、単位施策全体で見た評価の結果は、「◎：順調に推移しており、このまま維持する」が1施策増え28施策、「○：ほぼ順調に推移しているが、改善の余地がある」が2施策増え14施策に、「△：一部不調であるため、方針の見直しや改革改善が必要である」が1施策増え4施策となっています。

具体的には、次の2ページから4ページまでありますが、2ページの基本目標1、2及び4ページの基本目標5、6については変更がありませんので、3ページを御覧ください。

3ページの上、基本目標3．豊かな心を育み輝くまち（生涯学習・教育）の部分ですが、ここのところの節1．生涯学習の推進、基本施策4の図書館が、二重丸が1つ増えて丸が1つ減っております。具体的な内容としましては、基本施策4の図書館、単位施策(3)の「子ども読書活動の推進」において、成果指標、児童向け図書の貸出数が目標値に達したことなどから、丸から二重丸へとしております。

次に、下段の基本目標4．快適で利便性の高い魅力あるまち（都市基盤）のところでは、節5の景観形成が、丸が1つ減り、三角が1つ増えております。具体的には、節5の景観形成、単位施策(1)の「わかりやすく、岩倉らしい景観の創出」の①公共施設等のデザイン向上による先導的な景観形成で、令和元年度におきましては特に実施することができなかったことから、丸から三角への評価とさせていただきます。

それでは、1 ページにお戻りください。

1 ページの下段、2 の今後の取組の方向性となりますが、「また」以降のところで、平成30年度から行政評価有識者会議で検討してきたことを踏まえて、この後、新たな行政評価制度の方針案の説明をさせていただきますが、令和3年度が初めとなる第5次総合計画のスタートに合わせて、新たな評価組織を設置して外部評価を導入し、令和3年度の実施策から新たな評価制度の下、評価、検証を進めていきたいと考えております。

評価結果の総括についての説明は以上となります。

◎議長（梅村 均君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

◎議員（木村冬樹君） 令和元年度施策評価結果の総括というところの基本目標3のところの単位施策、学校給食が二重丸でしたということで、学校給食はこの間ずっと二重丸だと思うんですけど、令和元年度には学校給食においていろいろ問題があったと思っています。そういったところで、これは内部評価なんですね。この二重丸となっている要因についてはどのように考えているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 二重丸の要因ということですが、学校給食としては、安全でおいしい魅力ある学校給食の提供、学校における食育の充実、施設・設備等の計画的な更新という3つの個別施策で構成されておりまして、そのうちの2つの部分について取組内容等において順調な取組ができているという結果から二重丸という評価とさせていただきます。

◎議員（木村冬樹君） 今さら言うこともないかもしれませんが、給食の配食の遅れが発生したのが令和元年度だと思いますが、これについてはどのような総括がされて、順調というふうに見られているのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 評価シートにおける評価の中で、配食の遅れというところについては特に取り上げておりません。

◎議長（梅村 均君） そのほかよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） では、これをもって第4次岩倉市総合計画施策評価結果（総括）についての報告を終わります。

続きまして、行政評価有識者会議を踏まえた新たな行政評価制度の方針についての説明をお願いします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） それでは、④の行政評価有識者会議を踏まえた新たな行政評価制度の方針について説明させていただきます。

A 4 の両面刷りの資料を御覧ください。

行政評価有識者会議は、平成30年11月から2年間かけて、その在り方について検討してきましたが、新たな行政評価制度の方針案について御説明させていただきます。

基本的な考え方としましては、総合計画の進行管理としての役割を担う施策レベルの評価とし、第5次総合計画初年度の令和3年度施策から新たなルールで運用を始めます。また、新たな評価組織を設置しながら外部評価を本格導入していきます。導入に当たりましては、新たに事務事業評価は実施せず、主要施策の成果報告書を活用していきたいと考えております。

次の四角ですが、具体的な制度設計（案）につきましては、これまでどおり単位施策で評価する仕組みとし、目標値・指標の達成度も踏まえた評価としていきます。評価につきましては、これまでの「◎」「○」「△」の3段階評価を見直し、5段階としていきたい。また、内部評価は毎年全施策について行いますが、外部評価につきましては章単位を基本にし、10月から11月に実施しながら、おおむね2年間で86の全施策の評価を行ってまいります。実施に当たりましては、令和3年度に（仮称）行政評価委員会を設置し、評価結果につきましては議会等に報告するとともに、ホームページなどで公表をしていきます。

それでは、具体的なスケジュール（案）を説明させていただきます。

裏面を御覧ください。

スケジュール（案）としまして、一番上段のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会につきましては、令和2年9月30日の会議をもって終了しておりますので、今年度末に要綱の廃止を予定しております。

1つ飛びまして、③の行政経営プラン推進委員会につきましては、第5次総合計画の進行管理として行う行政評価で外部評価を導入していくことから機能を新委員会に移管することとして、令和3年度6月から9月に最後の委員会を行い終了しましたので、令和3年度末に条例の廃止をしていく予定をしております。

④のところですが、行政評価における外部評価導入のため、新たな評価組織として令和3年4月に条例を制定し、（仮称）行政評価委員会を設置いたします。実質的な評価としましては令和4年度からとなりますが、令和3年度は6月頃に行政改革行動計画案の検討、10月頃に令和2年実施施策の評価と同じく10月頃に新評価シート案についての協議を予定しております。

それでは、もう一度先ほどの方針案にお戻りください。

一番下の四角ですが、最後になりますが、（仮称）行政評価委員会の所掌

事項といたしましては、総合計画の進行管理を行う行政評価であります、行政経営プラン推進委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会、行政評価有識者会議の役割を担うことから、まちづくり戦略、行政改革行動計画の評価・検証も行う組織としていきたいと考えております。

説明は以上となります。

◎議長（梅村 均君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

◎議員（木村冬樹君） 来年度から外部評価を本格導入するということですが、内部評価については全施策について毎年行うということですが、外部評価をおおむね2年で全施策の評価を行うというふうにした理由というのは何かあるのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 単年度で全ての施策について評価を行っていくということに対して、時間が非常にかかるというところで、他市の事例もいろいろ確認させていただきましたが、複数年で全ての施策を外部評価している事例もございまして、岩倉市としては2年で全施策の評価を行っていくという結論に至っております。

◎議員（堀 巖君） そうなると、これまでのPDCAサイクルというのはどのように変化をしていくのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） これまでのサイクルという部分でいいますと、内部評価を起点とした評価のサイクルになっておりましたので、半分の施策については市民評価、外部評価も踏まえたサイクルに変更されていきます。また、現状、行政経営プランに関する部分というのは毎年評価がされておったわけですので、そこに該当する部分については、毎年度評価をしていくという計画となっております。

◎議員（堀 巖君） 単年度でやれる分は今までのPDCAサイクルは使えるけれども、2年ごとの評価については、その部分だけは2年ごとのPDCAになるということですよ。そうすると、2年ごとしか、例えば対議会においても、外部評価を踏まえたさらなる議会での検証とか、意見だとか、そういうところは言及できないと、そういうことになるのでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 施策によっては2年に1度ということになりますが、内部評価については毎年行い、報告書といたしますか評価の結果報告そのものは、全施策について公開もしていく予定ですので、一部の施策については内部の評価のみの報告、一部の施策については外部評価も含めた評価結果の報告という形になる予定です。

◎議長（梅村 均君） よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） これをもって、行政評価有識者会議を踏まえた新たな行政評価制度の方針についての報告を終わります。

続きまして、上水道事業及び公共下水道事業の「経営戦略（案）」についての説明をお願いします。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） それでは、上水道事業及び公共下水道事業の経営戦略案が作成できましたので、御報告をさせていただきます。

資料につきましては、岩倉市水道事業経営戦略、それから岩倉市公共下水道事業経営戦略、こちらを御覧ください。

最初に、資料のほうに間違いが見つかりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

水道事業経営戦略の11ページを御覧ください。

真ん中より少し上のところに(2)といたしまして、投資・財政計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組の概要という項目があります。こちらの(2)が間違っておりまして、正しくは(3)となりますので訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、経営戦略案の説明をさせていただきます。

記載しなければいけない項目につきましては、上水道事業、それから公共下水道事業、あまり変わりませんので、上水道事業の経営戦略案を使いまして御説明のほうをさせていただきます。

それでは、水道事業経営戦略案の1ページ目を御覧ください。

まず、計画期間についてですが、上水道事業、公共下水道事業ともに、令和3年度から令和12年度の10年間の計画としています。

最初に、1ページからは大きい1番といたしまして事業概要を記載しております。その中の(1)では、事業の現況といたしまして、現在の施設、料金体系、組織等の状況を記載しております。

次に、3ページに行きまして(2)では、これまでの経営健全化の取組といたしまして、民間活用の取組、水道事業ではコンビニ収納による料金確保の取組等を記載しております。

同じく3ページの下のほうになりますが、(3)では経営比較分析表等を活用した現状分析といたしまして、経営の健全性・効率性、それから老朽化の状況について、類似団体の平均との比較を行いまして現状分析を行っています。

1枚めくっていただいて、4ページのほうにグラフがありますが、これが類似団体と比較している指標となります。下水道事業につきましても、同様に類似団体と比較をしております。

なお、水道事業につきましては、こちらは5ページのほうに行って真ん中より下のほうになりますが、近隣の市町との比較も行っております。この分析からは、上水道事業につきましては、経営の健全性・効率性の指標については、比較的健全であるというのが出ております。それから、施設、管路の老朽化という指標のほうでは、老朽化が進んでいることが分かります。

下水道事業につきましては、汚水処理に係る費用を使用料でどれだけ賄われているかを表す指標である経費回収率が非常に低いということが分かります。

次に、6ページに行きまして、大きい2番の将来の事業環境となります。こちらは、水道事業は、将来の給水人口、水需要、料金収入の予測をしております。下水道事業では、将来の下水道処理区域内の人口、水洗化人口と有収水量、使用料収入等の予測をしております。

次に、8ページのほうに行きまして、大きい3番といたしまして、それぞれの事業を継続する上での経営の基本方針を記載しております。こちらの記載につきましては、上水道事業のほうは水道ビジョンから、下水道事業は総合計画を基に記載しております。

次に、大きい4番に行きまして、こちらは投資・財政計画となります。こちらでは、10年間の収支計画を作成しております。

この資料の一番最後のほうに収支計画の表があります。こちらで10年間の収支の計画を出しております。

それから、8ページに戻っていただいて、(2)の投資・財政計画を策定するに当たっての説明ということで、こちらでは収支計画を作成する際の投資の項目の積算をするに当たっての考え方、財源の積算についての考え方を記載しております。投資・財源につきましては、それぞれ目標を定めておりますので、その目標に応じた各収支をどう考えるかということを説明しております。

次に、11ページのほうになります。

(3)といたしまして、投資財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要があります。ここでは、①といたしまして、投資関係について、今後検討すべき事項を記載しております。広域化、民間活力の活用等の項目について記載をしております。水道事業につきましては、施設・設備の統廃合、合理化といった項目についても記載をしております。

次に、12ページのほうに行きまして、②では財源についての検討状況等ということで、料金、あと企業債等の財源について、今後検討すべき事項についての記載をしております。

水道料金につきましては、今後計画的に管路、施設の更新を行っていくと財源が不足することが見込まれるため、料金改定について検討が必要であると記載しております。

下水道事業につきましても、使用料収入で汚水処理に係る費用が賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存している状況を改善する必要があることから、使用料の改定について検討が必要であるという記載をしております。

最後に、大きな5番といたしまして、経営戦略の事後検証、改定等に関する事項があります。ここでは、進捗管理や見直し等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方を記載しております。上水道事業、下水道事業ともに、3年から5年のサイクルで見直しを行うこととしております。

なお、こちらの経営戦略案につきましては、1月4日から2月3日までパブリックコメントを実施します。

以上で説明となります。

◎議長（梅村 均君） 報告が終わりましたので質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） 資料の内容もありますけど、何か特段あれば、また申し出ていただければと思います。

これをもって上水道事業及び公共下水道事業の経営戦略案についての報告を終わります。

続きまして、⑥その他に入ります。

その他について何かございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） ないようですので、これをもって⑥その他を終わります。

以上で執行機関からの報告を終わります。

次に、(3)その他に入ります。

その他について何かございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） ないようですので、これをもって(3)その他を終わります。

以上をもって報告事項を終わります。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎議長（梅村 均君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

次に、協議事項に入ります。

本日の協議事項としまして、議員による休業協力金の返還についてを議題といたします。

この件は、一度協力金の支出があったのですが、後日、支払いの条件に合った確認が取れないというようなことで一定のやり取りがありまして、また調停なども開かれたようでございます。現在に至っては、議員から協力金は返還をされて、市もこの件で提訴する考えをやめたという、ちょっと雑駁な経過でありますけれども、そんな状況でございます。

御注意いただきたいのは、議会が裁判所の代わりになるわけではありません。今回の出来事において、議員から一定説明の場が必要ではないかという、そんな意見もありまして、また新聞記事に掲載がされた、市民の関心も高いと推測されることから、代表者会議の協議を経て本日議題とするものでございます。議会として、できる範囲で事実確認、状況把握、そういった場にしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

それでは、この件につきまして、どうしましょう、堀議員から説明されますかね。じゃあ、まず先に堀議員から説明をお願いします。

◎議員（堀 巖君） お時間を取っていただいて、ありがとうございます。

それでは、私のほうから経過を含めて説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、いわくら大地の里の家というところが事業所なわけですが、そこを経営することになった経緯からお話しさせていただきます。

このいわくら大地の里の家は、江南短期大学の名誉教授であります五十嵐桂葉先生が食と健康実践塾というNPOの拠点として賃貸をして市民活動を行っていた場所です。その建物を教え子の管理栄養士の方が月に1度借りて子ども食堂なども運営されて、そこ子ども食堂にも私、子どもたちに歌を歌うという、ただ単なる役割として関わってきました。

その子ども食堂は運営して5年たったわけですが、食と健康実践塾、これは市民活動支援センターにも登録された団体なんですが、どんどん五十嵐先生の年齢の衰えとともに活動自体も衰退しておって、家賃等の維持管理費だけが無意味に費やされる、そういう月日がどんどん流れていきました。教え子である管理栄養士の軍団であるスタッフの皆さんは、五十嵐先生の経済力に頼り切った、おんぶにだっこ状態であったわけですが、私を含め一部のスタッフが、やっぱりそれではいけないということで、新たな出発として令和元年7月に新しい、五十嵐先生を含めた、私を含めた4人の理事としてNPOを、NPOといっても登録はされていない任意のNPOですが、NPOを組織しました。

おんぶにだっこ状態から抜け出して、持続可能な運営を目指していろいろ

協議を始めた中で、栄養ケア・ステーションという一つの軸、それがメイン事業、それから森のようちえん事業であったり、その中にカフェ、これの有機農法で作った食材による食の提供、もともと安全な食、健康というのをテーマとしてやってきた五十嵐先生ですので、それをカフェという形で提供できないかという話、それからアンテナショップ、豆乳や無農薬野菜などをそこで陳列して、ここでしか買えない商品を置いたらどうかということ、それから大人食堂とか、いろんな案が出まして、月1度の理事会の中でカフェを始めるための改修計画や実際にカフェを運営するスタッフ、それから土曜日、日曜日などの単発のイベントなどの企画を話し合ってきました。その単発のイベントという中に、部屋貸し、それからオープンマイクなどの事業展開も含まれていました。

部屋の改修も終わりました、そうこうしているうちに五十嵐先生のほうから、妹さんの家庭の事情のこともあって、五十嵐先生は岩倉にアパートを借りていたんですけれども、そこも引き払って事業を撤退したいという話が急に出されました。要は3月末をもって、この物件の契約を解除するとの意思が表明されたわけです。理事の面々は、費用も相当かけ、改装が終わったばかりで、新たな事業展開もまだ始まってもない矢先のことであって、あと3年は頑張ってもらいたいということで説得したわけですが、意志が固く、五十嵐先生の意志を尊重して解散を決めたのが12月の初めです。

貸主のところにそういう話もしに行って、3月でお返ししますという話をし終わった後、せっかく継続してきた子ども食堂を失うことや、これまで五十嵐先生の私費を投資してきたことを考えると、どうしてもこのまま解散して違う方がそこをやるということについて、いたたまれない気持ちが募ってまいりまして、私が12月16日に大家さんのところに行って、自分が後を引き受けるということを申出に行きました。そのことを令和2年の1月8日の最初の理事会において、皆さんに集まっていただいて最終確認をしました。

子ども食堂はずっと、いろんな全国にも子ども食堂はありますが、なかなか継続的に続いている子ども食堂もないもんだから、このことで堀さんがやってくれるということで非常に感謝をしていただきまして、同じようにやっていこうということ。それから、これまでそろえてきた調度類であるとか五十嵐先生のものについても引き続き使っていいよと、そういう確認事項を何項目かしまして、それで了承を得て、そこから準備が始まったわけです。

カフェといいましても、今までお話ししたようにコンセプトとしては、おさやさんがやっているコミュニティカフェみたいなイメージで、みんなが集まるそういう居場所を中心とした、それプラス飲食の提供というコンセプト

で始めて、例えば岩倉総合高校が近いもんですから、その勉強の場所に提供するであるとか、畑についてもあるもんですから、そこでは無農薬野菜をこれまでどおり作って安価に食として提供していこうと。そういう地域の人たちとの協力も踏まえた上での地域の居場所づくりというのをやっていこうということで始まりました。

4月の開業のために、そこから準備が始まったわけですがけれども、2月18日には食品衛生責任者の資格を取得しに行ったり、3月19日には江南保健所に飲食店営業許可の相談に行ったり、それからその間、私一人では営業できないわけですから、スタッフ、誰が常時いるかということの人材を確保するのに歩き回ったり、それから製氷機であるとか、浄水器であるとか、いろいろなものをそろえて、実際に保健所さんの実地検査があったのが4月2日、そして4月3日から営業していいよということで営業許可が下りたわけであります。

4月3日に営業許可が下りたわけですがけれども、令和2年の4月、1月、2月、3月というところでは、既に新型コロナウイルス感染症がどんどんひどくなってきた経過がありまして、これどうなるんだろうなという中でいろいろ画策していたわけです。とうとう4月7日に緊急事態宣言が国のほうで発令され、4月10日に愛知県のそういう宣言が出されたわけです。学校の休業も2月28日でしたっけ、3月頭からずっと、外出の抑制であるとかステイホームということで、なかなか4月3日にオープンをしたはいいですがけれども、そこでオープン記念イベントなるものを打てずに細々と営業を続けていたわけです。

この休業協力金については、3月議会でしたっけ、5月補正でしたかな、そこら辺の近辺の説明であったわけですがけれども、そもそも県の休業協力金については前年度の確定申告の書類が必要、ずっと営業している店が対象であるということで、岩倉市が県の休業協力金に漏れた事業所に対して10万円をという、そういうのを議会の中で説明を受けたわけですがけれども、私自身は、当初はあっそうかという程度で、いわくら大地の里の家で申請しようという気は全くなかったわけですがけれども、ここは私だけの経営ではなくて共同経営という形を取っておりまして、ちょっと申し遅れましたけれども、その間、ずっと集客が見込めない状況というのはおおよそコロナで見えていたわけです、どんどんひどくなる状況で。ですから、隣のライスセンターの工事がずっと前から始まっておりまして、五十嵐先生自体も駐車場として一部貸して、それは好意として貸してみえたわけですがけれども、それでももう少し向こうのほうから申入れがありまして、台数を増やして貸していただけない

かということで、あそこ駐車場が結構広いもんですから、お客さんが来ない中で、あれだけの広い駐車場も必要ないだろうという判断をしまして、6台分、JAのライスセンターの工事の車両のための駐車場として賃貸をして家賃収入を賄う決断をしたり、集客が見込めないことを想定して、そういう努力もしてきたわけであります。

5月13日に申請書を提出しに行ったわけですが、そのときの窓口では一旦受理をされましたが、再度市役所から電話があつて、後日でいいといった税務署への開業届が必要であるということで、申請書が一旦返却されて、その足で税務署へ行って手続を済ませたわけですが、その日には出せずに15日に提出したということになります。

提出した書類について、窓口で一応書類がそろっているか、添付書類がそろっているかということで、1個ずつ窓口の担当者と一緒にして、さっきの駐車場の収支報告書の件であるとか、仕入れの状況であるとかいう収支報告書であるとか、さっきの開業届であったり、それからいろんな書類を1枚ずつ見ながら、じゃあこれでオーケーですということで受理をされたわけです。5月19日には、多分内部決裁を経て、書類審査の末、交付が決定され、振込が終わっております。

その後、実は新聞にはないわけですが、6月に入って商工農政課長から呼ばれて来庁しております。その件については、添付書類に、そもそもこの申請書を受けることを想定していなかったもんですから、例えばお客さんがいない中で、窓口にいついつから閉店しますであるとか、そういう告知を、通常のずっとやっている店であればするんだけど、来店者がいない店で、そんなことをしても全く意味がないということで、そういう貼り紙もなくて休業を決めた中で、フェイスブックの投稿記事が唯一、4月3日から営業していますという、そういう記述があったことを添付書類としてつけておりました。

そのフェイスブックの添付書類の中に、レンタルスペースとしては利用できますという記載がありました。よって、市民の方の指摘によって、レンタルスペースとしては利用できますということは、4月29日から5月6日までの実際の休業協力の対象の期間中にレンタルスペースとして事業をやっているのではないかと、そういう疑義が生じるということで、それに対応して、それを証明する添付書類を再度出してほしいと、そういうことで説明があったんですね。

私どもとしては、それを証明することはない、遑ってそんな告知文を作ることこそ駄目な話で、ですが、ないものを証明するのは悪魔の証明だ

ということで、安倍首相の言葉を引用しながらのやり取りを記憶しておりますけれども、6月25日にそういうことをやり取りした後、また課長から電話で、やっぱり告知している文書が必要だという催告がありました。私は、遡ってそういう文書を作ることもできないし、交付決定した際にはレンタルスペースとしての休業について告知していないことを既に分かっていたことだし、告知文がないときは収支報告書で足りるというように要綱に書いてあるということ、それは7月6日の共同経営者から商工農政課に電話したときに、そういう話の中でもありました。このやり取り、レンタルスペース、要は貸切りで貸しているだろう、貸していないというやり取りがすごく結構頻繁にやり取りをしているんですね。まずそこが争点だったわけです。その中で共同経営者からも、市の要綱では事前告知は必要条件には入っていないし、それがない場合というのは収支報告書で事足りるよということが書いてあるのに、それを要求されるというのはいかななものかということでの、そういうやり取りがありました。

商工農政課長からは、次のような回答がありました。休業期間中の事業収入額を示した帳簿でよいかどうかは即答できないと。愛知県や弁護士とも相談しなければ決められないということで答えがなかったわけですが、そもそも岩倉市独自の事業の中で、全てが要綱に書いてあることに忠実に収支報告書でいいですよと書いてあるのに、愛知県に相談しないと決められないとか、弁護士と相談するとかというのはちょっとおかしいよねということで話をずっとしていたわけです。そのことがずっとずっと解決もしないまま日にちが過ぎていって、それは立ち消え状態になったところに、今度は4月10日時点の営業実態があるかないかという、そういうところに争点が移っていったわけです。

私はこの間、いろいろ市とのやり取りがありましたけれども、今振り返ると一番の問題点というのは、7月21日に、さっきの申請書に対しての補記及び追加書類の提出についてという7月21日付の文書があります。補記をしてくれと、補足して記すという補記ですね。それに営業内容にレンタルスペースを追記しろと。それから、追加書類としてレンタルスペースの休業の状況が分かる書類及び、ここでいわくら大地の里の家が4月10日時点で営業実態があったことが分かる書類を欲しいと。7月21日付の文書で、提出期限が7月31日でした。この7月31日のぎりぎりに窓口に伺いまして、補記、そして追加書類を提出させていただいておりますが、それに当たって私も7月31日付で久保田市長宛てに文書を提出しております。補記について、どういう補記をするかということ。それから、追加資料については、こういうものです

よということ。それから、それにプラスアルファ、この間のやり取りについての疑義、疑問点について回答が欲しいということを文書で言っております。それは何かといいますと、5月15日時点の申請時に、一番最初の4月24日のフェイスブックの投稿記事を添付しています。さっき言いましたように、そこにレンタルスペースとして御利用いただくことは可能ですとの表現があったわけですね。休業の告知の資料がない場合に提出する資料として、書類の中に収支報告書があるじゃないかと。よって、レンタルスペース、貸しスペースとしての利用実態、そして4月29日から5月26日まで、その活動がないことを申請当初から市は把握していた上で交付決定をしたものと認識しているという主張。なぜ2か月も経過した後に改めて資料の追加を求められるのが理解できませんので御説明をお願いしますということを書いて、文書を出しました。

また、申請時の資料として、収支報告書、それから賃貸借契約書の提出をしています。そして、それを見れば、窓口でも説明をしていますし、4月10日までは飲食の提供に係る収入がありませんでしたが、それ以前の家賃の支出、そしてコロナ禍で来客が見込めず、やむなく駐車場の賃貸を増やして代替の収益、代替りの収益を確保するなど、それを営業活動としてお認めいただいた上で交付決定されたものと認識しておりました。その言葉どおり、そのことを書きました。当初、4月10日時点で営業実態がなかった旨のフェイスブックの記事とは何を指すものなのかが不明ですと。それを御説明いただきたいということで文書を出しました。

ところが、この文書に対しては回答がない、回答は出さないという答えが返ってきたわけです。これはなぜかということが、これも期日が、私、市からの文書が7月21日で、7月31日が提出期限だったので、私も回答期限として8月11日という、そういう同じような期間を設けて待っていたわけですが、市から何の返答もないので、期日が過ぎたから、こちらから電話をして問合せしましたところ、顧問弁護士と相談した結果、回答する必要がないと、そういうことであったということを電話で確認ができました。ここがポイントだと私は今振り返ると思います。返還請求イコール訴訟につながるのではなくて、話合いでお互いの認識の相違点をここら辺で解決しておくべきではなかったのかなと今となっては思います。その後、8月31日付で市から返還通知が出ておりますが、その前に代理人の弁護士から上申書という形で、里の家の営業実態の法的解釈についての説明を市に送付しております。

ちょっと蛇足にはなるかと思いますが、一応御紹介させていただきます。そもそも今回のことについては、営業という言葉と、開業という言葉と、オ

オープンという言葉とがごちゃごちゃに解釈されている。それは致し方がないことだと思いますけれども、一応私も含めて私の代理人弁護士についても、営業実態という営業というのは、収入がなくても仕入れをして、結果的にお客さんが来なくても、それは営業であるというふうに解釈をしていたわけですが、厳密に商法上の法律的な営業というのは、次のとおりです。営利を目的として一定の計画に従い同種の行為を反復継続して行うものに関する法律というのが商法であって、営業というのは営利を目的として同種の行為を反復継続して行う営利活動をいうという、これを主観的意義における営業と言うそうですけれども、それを踏まえた上で最高裁判所の判例も、特定の営業を開始する目的でその準備行為をした者は、その行為により営業を開始する意思を実現したものであって、これにより商人たる資格を取得すると判示していますよと。

ずっと1月から開業準備行為をしてきたわけですが、それは開業準備行為である部分もあります。その開業準備行為のうち、営業意思が準備行為によって客観的認識可能となった行為は法律上営業に含まれることになるという営業意思客観的認識可能説というのがあって、いわくら大地の里の家というのは、3月31日に食品衛生協会江南支部にも登録しているし、4月3日には食品営業許可を取得しているし、コロナ禍でなければ同日より集客できる実態を備えていた。実際に食パンやコーヒーフィルター、サニーレタス、イチゴといった、そういう材料を調達するということもやっていて、これは収支報告書、一番最初の5月15日に提出した書類からも明らかであるということで、そういう文書を上申書という形で市のほうに提出させていただいております。

それについては何ら影響がなかったのでしょうか。8月31日に市からの返還通知が来てしまいました。この8月31日に返還通知が来たわけですが、その後、私どもはそれに納得がいけないという形でずっといた中で、9月17日に交付決定取消し、それから返還通知。正確に言うと、8月31日が返還についてという通知で、9月17日は交付決定の取消し及び返還についてということで、返還金について、9月17日のときは再度返還を求めますと。ここで、納期限内に納付がない場合は法的手続を取らせていただきますということで、遅延損害金の説明であるとかというようなことが記載された文書が届いております。

その後、弁護士とも相談をしながら、どうしていこうかという中で、お互いの認識のそごを解決するために調停という方法もあるよということで、調停をこちらから犬山簡易裁判所に申立てをしたのが9月29日です。それから、

一番最初の調停の日が11月4日というふうに決まっていたわけですが、それが9月29日に申立てをして、10月2日に犬山簡易裁判所から11月4日に来てくださいという呼出し状が来ました。その後10月14日、中日新聞の尾張版に実名入りで不正受給だと報じられました。このことについては、前回の全員協議会でも御説明しましたとおり、大変遺憾というか、立腹というか、直ちに即日抗議しました。なぜ抗議したかという、記載内容が間違っているからです。間違いが多いからです。電話で抗議をしたところ、文書で下さいと。これは中日新聞社の一宮総局というところなわけですが、そこに電話をして、電話じゃ駄目だから文書でということなので、文書で抗議文を送らせていただいています。なぜ抗議したかということについても説明させていただきます。

まず、見出しの「不正受給」です。この不正受給という用語については、「不正受給か」ならまだ分かりますけれども、この時点で不正受給という決めつけについては、こちらとしては心外だということです。申請時において、先ほどから何回も説明していますが、4月1日から家賃が発生していること。それから、4月3日に飲食店の営業許可を取得して営業を始める意思表示を示している。それから、大々的に告知して集客ができなかったことから、やむなく駐車場を貸して一部赤字補填している。そういう収支報告書などをそろえて申請して、市は営業実態をその時点では認め、支給を決定したわけですが、そのことについて不正受給だということをこの時点で書くのは非常に心外であると私どもは主張しました。

次の時点で、休業協力金の条件が、4月10日時点で開店していることだという記述がありました。市の要綱における条件は、何回も言っていますけれども、開業していること、かつ4月10日時点で営業実態があることと要綱では定められていて、開店していることではないわけです。一般の市民の方から見れば、開店も、営業も、オープンも、みんな一緒なようなふうにとられるとは思いますが、まさに市との争う争点というのはそこら辺の部分だろうということで、新聞報道というのはきちんと書いていただきたい、市の要綱の表現に基づいて、市の立場としても、これは間違っているから訂正をしたほうがいいのではないかと、そういうことを書いて送っております。

それから、ここも大きい点ですが、中日新聞の中では、同店は事後に4月3日付の開業を税務署に届け出たが、証拠として認めなかったという記述がありました。まず、証拠として認めなかったのは誰かということなんです。いろんな人に記事を読んでもらうと、市が認めなかったと、そういうふうにとれるということなわけです。市は5月15日の申請書類の中で、こ

れを開業として認めたから支給決定しているわけです。だから、申請時の必要書類として、添付書類としてそれを出していますし、それを認めなかったというのは全く違うと。「事後に」という用語は何を指すのか、どこに係るのか全く不明瞭であって、当店がまるで書類を事後に、当初の5月15日じゃなくて後から出したけど市は認めなかったと読めてしまうんじゃないかと。これは議会の中でも、代表者会議の中でも説明したと思いますけれども、そういう誤解を招くような表現はやめてほしいということで訂正を求めたわけです。

もう一点、この中日新聞の記事というのは、前日に本当に5分ほどの電話による取材だけだったんですね。その前にも電話で若干話をしたことがありますけれども、これだけの記事を書くのに、他社では1時間、それこそ2時間現地に来ていただいて取材を受けて書いた、そういう社もあります。中日新聞のこの記者については、本当にそういう状況で記事を書いたわけで、もう一点、中日新聞の記事の中に、私がコロナ禍で客を呼び込めず本格的なオープンが5月になったという記述があります。これ私は本格的なオープンとは言っていません。本格的なオープンというのは、社会通念上、皆さんがイメージするように、開店記念として広告を出して、花輪が飾られて、花が届いて、胡蝶蘭が届いてという、そういうイベントをイメージするわけですが、そういう意味ではいまだに里の家、今の第3波が来た状況の中で本格的なオープンをしていない状況、いまだに本格的なオープンはされていないわけで、だから本格的なオープンが5月になったなんて言うわけがないわけです。

5月というのは何かというと、私の息子がコロナで営業の仕事がなくなって、自信のあるカレーを提供できないかという相談を受けて、じゃあランチでテイクアウト、その頃、テイクアウト事業が始まったわけで、それでテイクアウトでカレーをやってみてはどうかということで、初めてフェイスブックとかでも告知をして、ある程度集客ができたという状況であって、そういう本格的なオープンなはずはないということでの訂正、そういうことを言っていないという訂正を求めたわけですが、この抗議文について中日新聞社からは何の反応もなく、これもちょっと我慢し切れずに、こちらから電話を記者のほうにしたら、訂正もしませんと、謝罪もしませんと、そういう素っ気ない回答だったので、今度は中日新聞本社のほうに抗議文を出しました。これについても、10月30日です。中日新聞社本社社長宛てに、一宮総局の対応に対する抗議、それからそのことについての文書で回答してほしいということをやったわけですが、これも何ら返答がありませんでした。

私は、役所は文書主義ですけれども、普通の民間企業であっても、これだけのことがあった中で、文書で抗議をしてほしいといって文書で出して、片や文書で出したことで文書で回答もしない、何ら返答もしない、そういう対応に対して非常に憤りを感じまして、一切中日新聞の取材には応じないということを本人にも伝えました。そのことについて前回の中日新聞で、里の家については、取材に応じないと書いていないな。どうやって書いてあったかな、忘れたけど。要はコメントがないということを書かれたわけですからけれども、そういう経過で、今後も謝罪なりいろんなことがない限り、中日新聞社の取材は拒否という形を貫きたいと私は思っています。

そういうことをやり取りした後で11月4日の調停に入ったわけですからけれども、調停の中身については弁護士から、裁判制度の性格上、調停員も弁護士ですし、そういう調停という性格上、その中身については公言しない、そういうのが約束だから、どういうやり取りがあって、市と30分話をして、それを調停員から市に伝えて、市からその答弁をまたこちらに伝えてという、そういうやり取りを何回か何回かやるわけですからけれども、その中身についてはこの場では差し控えたいと思いますが、結局溝が埋まらず、その営業という解釈についても埋まらず、調停をこのまま続けても駄目だという最終的な裁判官かな、調停員ではない裁判官の判断の下で調停が打ち切りとなりました。

ということで、その後どうしようかということ考えたわけですからけれども、これも弁護士と相談しながら考えたわけですからけれども、そのことについては朝日新聞の取材を受けて、最終的にはこの10万円のことで訴訟を起こして、その後、お互いの弁護士がついて裁判が長引く、こちらから債務の不存在確認訴訟を提起したとしても、反訴として返還請求の訴訟が提起されるだろうと。その際には、債務の不存在訴訟がのみ込まれて、返還請求の訴訟としてずっとずっと長引いて、その判決が下りたとしても、それについては控訴したりすること、もしそういう提訴になれば、お互いが勝ち負けがつくまで控訴ということになるだろうということもありまして、それに多大な市の税金が使われるのはどうなのかということを冷静になって考えたわけです。

3人乗りの自転車の件の裁判、住民訴訟が提起されました。これは僕が監査委員のときに、監査委員の勧告として出したことに市が従わずにいたところ、住民から住民訴訟が提起されたわけですからけれども、そのときは、たしか33万3,000円ぐらいの弁護士費用が補正で上がってきて、それを議会として最終的に認めたわけですからけれども、私はそのときも、反対はしませんでしたけど、市の弁護士費用として、市が監査の結果に従わないことに起因して起こった訴訟で、市が当事者ですからしょうがないのかもしれませんが、

税金が使われていることについて何か釈然としない、そういう感情を抱いていたこともあって、今回の自分の訴訟についても、10万円の訴訟で何十万、何百万ということになっていく弁護士費用が、やっぱり違う形でやったほうがいいのではないかと思い直しましたので、その後、そういう意味で返還をして一旦切りをつけて、今後こういった同じような事例、今、第3波で店のほうも閑散とした状況で、ほかの事業者も多分すごい悲鳴を上げていると思います。また、県の協力金1日4万円というのが出ましたけど、うちは該当しません。前年度の確定申告はありません、新規の事業者だからですし、時短要請のところでも合致しないので今回は請求しませんが、もしそれを、県から漏れた事業所を救うということで、また岩倉市のほうで独自施策でやっていただきたいし、そういったことが出れば、もちろん条件に合致すれば申請はさせていただきたいと思います。それほど飲食店の事業者はどこもかも多分すごい大変な状況に今なっている、これからなろうと思いますし、ぜひこの場を借りて市にお願いしたいところでもあると思います。

ちょっと説明が下手で、どこら辺が争点だったかというのはなかなか伝わらなかったかもしれませんが、この件で、前回の全員協議会でも言いましたが、市民の皆さんに御心配をかけ、そして議員の皆様にもいろいろ市民からの問合せがあって、その時間を取られたことについては本当に申し訳なく思っていますが、決して不正で協力金をせしめようとしたわけでもないし、正しい申請をして、一部市が予定していた営業、それから開店、営業実態というところが、こちらが意図していたものとそご、そこの認識のずれがあったということが最後まで埋まらなかったわけですが、決して不正をしたという認識も全くありませんし、そのことで謝るということはいけなしいし、御迷惑をかけたことについては申し訳ない、そういう気持ちでいっぱいなので、そういうことを線引きしながら、今後この事例を糧に、どういうふうに市の施策や事業に、このことを糧にチェックしていくかという、そういう視点に立って今後進めていきたいというふうに、私は今、個人としては考えております。以上です。

◎議長（梅村 均君） ありがとうございます。

では、議員のほうから何かお聞きになりたいこととかあれば、順次お願いいたします。どうぞ。

◎議員（水野忠三君） 今、かなり長い時間にわたって堀議員のほうからお話をいただいたわけですが、私が聞いた印象で言いますと、堀議員のほうは自分たちには全く非がないと。ちょっと言葉はきついかもかもしれませんが、あたかも市が一方的に悪くて市が理不尽なことをしていると。市

とか担当している職員の信用をおとしめるのではないか、そういうような印象が感じられます。

それで、それに対してということでございますけれども、市の職員の方のほうは守秘義務などがございますので、これまでも、それから今も堀議員からの主張に公式に反論とか、そういうことができなかった、あるいは今もできない状態であります。これは不公平といいますかアンフェアだと思っております。堀議員からしっかり説明していただいたわけですので、事実と異なることについては執行機関側に反論する機会を与えるべきではないかと思っております。そういう趣旨で、堀議員の今の御説明に対して、執行機関側は何か反論等はございますでしょうか。

◎建設部長（片岡和浩君） 今の流れについては、堀議員が言われた流れでありますけど、私どもが返還を決定した流れとか考えについて、少し御説明をしたいと思います。

まず初めに、お話もありましたけど、この申請については5月13日に堀議員のほうから提出というか相談をいただきました。その内容については、確定申告がないということで、それに代わる添付書類はどういうものが必要なのかというのも含めた相談の中で、実はコロナで営業ができないよというような御発言もありましたので、その時点で市の担当のほうは、この協力金については、4月10日時点で開業している営業実態が確認できるということで、オープンしていないと駄目ですよという説明をさせていただいて、じゃないと対象になりませんよという御説明はさせていただきました。そうしたら営業はしておるというような御回答でありまして、それで15日に必要な添付書類を添えて申請をいただいております。

今回はこの協力金、なるべく早く事業者の皆さんにお出しをしたいということで、申請のときに誓約書を一緒に出していただいております。その内容の一部に、申請書の内容に虚偽や不正があった場合、あと交付要件を満たしていないことが判明した場合については申請を取り消します。また、支給後に発覚した場合については協力金を返還しますという誓約書のほうを併せていただいております。それはこの後になるんですけれども、そういうものも含めて申請をいただいて、お認めをして、先ほども説明がありましたけれども、5月19日に交付決定の通知書を送らせていただき、25日に振込をさせていただいております。

その後、6月に入ってから一般の市民の方から、いわくら大地の里の家のフェイスブック、そちらのほうの書き込みを見て、先ほどのレンタルスペース部分を、今回の休業を依頼した4月29日から5月6日の間、閉めていない

んじゃないかというのと、あとオープンもしていないんじゃないかというようにお話もありまして、フェイスブックのほうを少し私どものほうも確認させていただきました。そしたら4月18日に、4月3日に営業許可証をいただきオープンしようとしたんですが、この状態では無理ですという書き込みがございました。

それから、先ほどもお話をいただきましたが4月24日、こちらのほうは今月3日より、いばしょカフェとして営業をしておりますと。今度こちらでは営業をしておりますという書き込みになっています。ただ、緊急事態宣言中のため、解除までは休業をしておりますという書き込みでありました。その後に、先ほどのレンタルスペースとして御利用いただくことは可能ですという書き込みがあって、添付書類にはここまでの書類がついておりました。なので、その先がどういうふうに書いてあるかも分からない状態であったんですけど、これを見ると、飲食業プラスレンタルスペース業ということで別の業種があるのかなということと、あと実際に本当に休業していたのかというのが疑義が生じた。それと、4月10日の時点で本当に開業していたのかなというような、オープンしていたのかなというのがありました。

そうこう確認をしているところで、7月9日のフェイスブックでは、やっとの思いで開店ができたのが5月21日です。当初予定していた4月30日のオープンを諦め、ゴールデンウィーク中の休業を決定しましたという書き込みがございました。そのところから、その2点、先ほど言ったレンタルスペースの営業の部分と4月10日時点でのオープンの部分に疑義が生じたもんですから、追加の書類と、補記というのは、レンタルスペース業をやってみえるのであれば、業種にそれを加えてほしいということも含めて文書で追加の書類の提出を求めました。

出てきた書類を確認させていただいたところ、レンタルスペースの部分については、喫茶店として営業している中で、貸切りとかそういうことで貸し出しているんですよというようなことでありまして、そういう部分をレンタルスペース業ではなくて喫茶店の一部ということをやっているということで、その部分の説明を追加で書いていただいたというのと、あとレンタルスペースの部分については、その期間、収支というのは確認ができなかった、収入がなかったということで、その分については休業していたと判断できるという判断をしたんですけど、出していただいた書類の中で4月10日時点で開業している、オープンをしているというのがどうしても確認ができなかったということです。

それで、先ほど少し説明がありましたけれども、8月11日までに堀議員の

ほうから回答を出してくれというお話があって、出さなかったということの説明いただきましたけど、これは文書で回答しろという形だったものですから、もともと疑義の部分は説明をして提出いただいている部分もありますので、それについては文書では回答をしませんというお話をしておりました。市役所のほうに来ていただいてというお話もしておったんですけど、忙しいもんだからお店のほうに来るようにということもあったものですから、市としては、いろんな事業者の方に来ていただいて、この協力金、いろいろ申請とか相談をいただいているものですから、お店のほうには伺いませんということでお断りしております。

その後、内容についても、4月10日の時点を出していただいた書類でオープンが確認できるかどうかを顧問弁護士とも相談させていただきました。そういう経過を経て、先ほど堀議員も言われましたが、8月31日に先ほどの誓約書に書いてある、私どもは交付要件を満たしていないと、4月10日でオープンしていないという判断で返還を求めました。それが9月10日の期限で返還を求めましたが、それが返還がなかったということになりますので、今度、誓約違反で、こちらのほうは要綱で定めておりますけど、要綱の第8条に不当利得の返還ということで、申請者が申請時に制約した内容に違反したと認められる場合は協力金の交付決定を取り消すことができるというのと、あと取り消した場合においては、協力金が交付されているときは、当該交付金を受け取った対象者に期限を定めて、その返還を命ずることができる。この要綱に沿って返還の文書のほうを出させていただくのと併せて、年3%の遅延損害金の支払いも求め、これが9月30日期限で書類のほうを出させていただきました。

ただ、それで返還がなく、訴訟もということも少し検討している中で、市のほうには10月5日に犬山簡易裁判所のほうから調停への出席というか呼出し状が届きました。先ほどの11月4日ともう一回、12月2日で不調に終わったというのが今回の流れになります。

◎議員（堀 巖君） いいですか。今の市の説明は、そのとおりだと思います。私どもがおかしい、疑問であると思うのがレンタルスペースのところなんです。レンタルスペースで補記したレンタル業としてあるんじゃないかということで、税理士にも確認して、全国的な喫茶店、カフェ、そういう貸切りでの営業もやむなく今はどんどん増えているそうです。そういった形で、それも飲食店の範囲の中で一つの手法としてあり得ますよと。それはお認めいただいたんですね。お認めいただいたということは、4月29日から5月6日の間のレンタルスペースで営業しているんじゃないかという疑義につ

いては、収支報告書を見て、それで営業していないよということを認めたわけです。このレンタルスペースについては、3月のフェイスブックで1時間幾らというふうに告知をして、4月3日から使っていただけるような形で告知をしていて、それは、いばしょカフェとしての営業をしますよという意思表示なわけです。

たまたま4月10日以降に実際にお客さんに貸している実績があつて、4月29日から5月6日までではなくて、それが明けた後には貸切りで貸した実績が記録として残っているわけですがけれども。レンタルスペースといっても、向こうの事例として、コーヒーが飲みたいと言えばコーヒーは出します。たまたま4月の十何日のときのところは新入社員の説明会だったので、コーヒーはいいですということで飲食の提供はしませんでしたけれども、そういった形の営業は、市としても弁護士と相談して、その分については営業として認めた上で営業していないことを収支報告書で確認したわけです。なのに4月10日時点で、今度は飲食に係る営業、収入がない、飲食の実態がないと、いわくら大地の里の家としての営業は認めないよという、そういうところになぜなんだというところで、お互いの意見が合わないというか、主張が食い違うというか、こちら側の疑問が解決できないというところが尾を引いているということになると思います。

◎議員（水野忠三君） 今の堀議員のお答えについて、執行機関側の御見解をお伺いします。

◎建設部長（片岡和浩君） 今そういうふうに、3月の時点で周知をして、そういうレンタルスペースも貸せるという回答でありましたけれども、もとフェイスブック自体に、4月3日に営業許可をいただきオープンしようとしたが、この状態では無理ですという書き込み。それから、5月25日にやっと開店ができ、4月30日のオープンを諦め、ゴールデンウィーク期間中に……。

〔発言する者あり〕

◎建設部長（片岡和浩君） それと3月は、営業許可が4月3日ですので、その前ですので、当然それは該当しないと思いますし、それと先ほどの言ったフェイスブックにそういうような記載がされているものですから、私どもはそれに対して説明して、4月10日にオープンしていることを証明してほしいということで、ずっとお話をしてきたということです。

◎商工農政課長（神山秀行君） 確かに3月27日のいわくら大地の里の家に、会議室として利用することができます、お困りの方が見えましたらお気軽にお問い合わせください。お問い合わせくださいというのは、これが営業なの

かどうかというのが1点疑問なのと、先ほどちょっと上申書の話がございました、弁護士さんのほうからの。あくまでも上申書の中には、開業準備行為を行っていたという記載が何回も出てきます。4月10日時点で開業しておりというのが市の要綱上定められておりますので、開業準備行為は開業とみなすことができないということで判断させていただいたものになります。以上です。

◎議員（水野忠三君） 今お答えいただいた点ですけれども、要綱の3条3号のところに、令和2年4月10日時点で開業しており、かつ営業実態が確認できることというところがございます。先ほどの堀議員は、結局のところ、商法上の営業という言葉の中に開業準備行為が含まれるということで、営業についてはそのようにおっしゃっています。私はその点については異論がございます。ただ、それを仮に堀議員のおっしゃるとおり営業に含まれるとしても、今お答えがあったように、開業準備行為は開業する前の話でございますから開業しておりに当たらないというのは明らかで、これは今お答えしていただいたとおりだと思っております。

そして、私はこの点に関連して、説明の中に誤りといいますか、そういうものがいろいろあるのではないかと考えております。これは、市民の方からは不正受給ではないかとか、大変失礼ながら詐欺ではないかと言われる方もいらっしゃると思います。詐欺というのは、人を欺いて錯誤に陥れ、財物を交付させ、その占有を取得し、ないしは財産上の利益を得る行為というふうにされております。ここで、欺く行為、だます、欺罔する行為があるかないかというところが問題になっておるわけですが、説明に誤り等があると、その点について疑義が生じてくるのではないかと。冒頭で議長から、裁判所ではないというお言葉がございましたので、ここで実際に詐欺罪に該当するかどうかとか、そういう議論は妥当ではないと考えますけれども、説明については正確に、そしてあと言葉の、御説明をされたわけですから、開業準備行為がなぜ開業しておりに当たるのか、そういうところについてはお伺いをしたいと思います。

◎議長（梅村 均君） 堀議員、どうですか。開業準備行為が開業に当たるかどうかという、その辺りの点で何かお考えがあれば。

◎議員（堀 巖君） 私、行政書士で弁護士ではありませんので、細かいところの代理人弁護士の主張について、それは違うよ、合っているよというところは差し控えたいと思いますが、単純に何のために営業許可を取ったかです。何のために仕入れをしているかです。それはお客さんが来ることを想定しているから、材料を買ってジャムを作って待っているわけです。それが

営業行為ではないと言われることについて、実際の提供がない、たまたまお客さんが来なかったことで、それは営業じゃないよと言うかどうかというところが、単純な見方ではないでしょうか。

◎議員（水野忠三君） 言葉の確認みたいな話で申し訳ないですが、先ほど申し上げたのは、開業準備行為というのが仮に営業に含まれるとしても、開業準備行為ですから開業しておりには当たらない。要綱の3条3号でございしますが、開業ということと、かつ営業実態があるということで、自分は異論がありますけれども、営業だとしても開業しておりには当たらない、開業準備をしているだけで開業後の話にはならないということを言っているわけです。

◎議員（堀 巖君） 多分聞いている皆さんも、市民の方も分からないと思います。法律の解釈で、私は異論がありますがとか、どこの部分に異論があるかもさっぱり私のほうには伝わってこないし、顧問弁護士さんが言われることが正しいかどうかは、さっき僕には理解できないけどと、そういう前置きをして発言したつもりでありますので、同じことを再三繰り返されても話が進まない。争点がずれていると思います。

◎議員（伊藤隆信君） 私、議員をやりまして一番最年長ということで、今回のこの事件は非常に残念だなという気がいたします。と申しますのも、今回の事件は、どうせ返すのであれば、できたら新聞に載る前に速やかに返していただければ、こういう問題は起きないわけでございます。

そして、11月のこの前の全員協議会の中で、非常に堀議員は残念なことをおっしゃいました。というのは、けんか両成敗という言葉をおっしゃいました。そしてまた、副市長と私とのけんかだともおっしゃいました。そのときには副市長は、これはけんかじゃないという答弁を言いましたけど、こういうことは議員として、市民がじっと見ていますと、議員のそれぞれ個性と申しましょうか、資質と申しましょうか、そういうのが問われます。確かに堀議員は答弁と申しましょうか、非常に理論家と申しましょうか、議員としても非常に発言力もあり、されるわけでございますけれども、こういうことに関しては市民が見ております。特に新聞社のことを、中日新聞でございすけれども、おっしゃいましたけれども、新聞社もそれなりに腹をくくって記事を書いてみえるわけでございますから、徹底して新聞記者を訴えとか、なかなかそういうことはできないと思うんですけれども、今回はお互いの意見の食い違いは明らかになっておりますから、これはなかなか結論は出ないと思うんです。ですから、私は残念なことだなと思っております。堀議員におきましては、議員であれば、議員という立場であれば、当局から指摘されたものであれば、速やかに返還していただければよかったなというのが、ど

うせ返すのであれば、そんなような気持ちで意見を述べさせていただきます。以上です。

◎議長（梅村 均君） 意見表明じゃなくて、何か聞きたいことを確認してもらいたいと思います。

◎議員（堀 巖君） 今の伊藤議員のお話ですけれども、伊藤議員はこうも言っていていますね。10月20日の全員協議会の中で、伊藤議員はこうおっしゃっています。今回の件につきましては本当に残念だと、今言ったとおり。これにつきましては私は市にお願いするわけでございますけど、今後については慎重に対応していただきたいと市にお願いしていただいています。

僕は言葉が悪くて、けんか両成敗ということを使いましたけれども、一方的に……、私今回、本当に被害者だと思っています。正しい申請をしたのにもかかわらず、そういう新聞に不正受給だとぼんと報じられて。お互いの主張があるわけですよ、何でもかんでも。どっちかが正しい、完全に正しい、完全に間違っていることはないわけで、だから裁判になっても、まずは和解を進める、どういった点が相違点があるか。今回も私が調停を申し立てたのも、どんなことでもそうですけど、行政の無謬なんていうことはあり得ないわけです。議員だから行政に従え、市民だから行政に従えというのは、それは絶対に違っていると僕は思っています。だから、お互い認識のずれであるとか間違っているところをすり合わせする、それが裁判の手續なわけで、調停の手續だと思っているんですね。

だから、言葉として適切な言葉ではないというふうに、副市長にけんかをするとか、そんなことは言っていないよ。市と私との話なので、副市長との話ではなくて、だからそういうけんか両成敗という言葉も使いました。売られたけんかは買わざるを得ないという言葉も確かに使いました。この点については、議員としてはいかん言葉を使ったかなというふうには反省はしております。以上です。

◎議長（梅村 均君） そのほかありますか。

◎議員（水野忠三君） 視点を変えさせていただきます。

税務署に書類を出されたという説明がございました。5月15日に税務署に提出したということで、個人事業の開業等届出書、所得税の青色申告承認申請書、給与支払事務所等の開設届出書、それから源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書などだと思います。それで、こちらなんですけれども、もし4月10日時点で営業実態があるということであれば、なぜ1か月以上たって税務署のほうに提出されたのか、お伺いをしたいと思います。

◎議員（木村冬樹君） 先ほど議長が最初におっしゃったとおり、ここは裁判所じゃないもんですから、経過がどうだったかということを確認する場だと思いますし、その中でどういうふうに今後議会で堀議員に対して対応していくのかということを考える場。決める場でもないですよ。ですから、今、お互いに経過を確認し合って、一定のそのとおりであるということで、細かいところはちょっと違う部分があったと思うんですけど、その細部を全部確認する場ですかね、これは。そうじゃないと思うんですね。

ですから、今の話を聞いて、議会として堀議員にどういう対応をするのかということは今考えていく場だと思いますので、そういったところで、あまり事実経過がどうだったのか、このときが時系列で見ておかしいとか、そんなことを言い合う場じゃないような気がするんですけど、いかがでしょうか。

◎議員（須藤智子君） 今回の全協というのは、今まで堀議員が説明したかったんですね、経過報告を皆さんの前で。だから、それを聞く場ということで取ってもらったんですけど。だから、そこでいろいろ堀議員に疑問に思っていることは聞きたいと思っていますので、それはこの場でやらなきゃやれないですから。

◎議長（梅村 均君） あまり細かいところまでいくというのもどうかと思うんですけど、ただ一定、どうしても内容のことで聞かなきゃいけない疑問があればというところは出てくるかと思うんで、そこら辺、それぞれ踏まえて発言していただきたいなと思います。

◎議員（堀 巖君） 先ほどの水野議員の質問ですね。実は、今度の確定申告については、1月からの収支が実際発生していることが今頃になって気づきまして、営業許可としては4月3日からなんですけれども、実際の事業としては営業許可を取る前からオープンマイクなるものがずっと継続してやっていて、それは実態的に私の事業として認められるということで、これは税務署に確認をして、それも併せて申告しなければならないということを指摘されています。

どうして5月で4月かというところについては、コロナ禍で、実際素人の集まりで、何を書類としてというか、最初に市にお出しした収支報告書にしても、はっきり言って本当に稚拙な抜け抜けのずさんなエクセルで作った急いで出したものですし、それが実際にきちんと会計ソフト f r e e を契約して始めたのはもっともっと後なので、それで追加資料として申告用の正しい収支報告書を出し直したという経過もあって、なかなかどうしてというと、4月3日から営業を始めたということを税務署のほうに行って相談したら、4月3日でもいいですよということを言われて、4月3日に遡って出した、そ

ういう経過であります。

◎議員（大野慎治君） 市議会議員は、主権者である市民の厳粛な信託を受けて、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動すると、当たり前のことです。その厳しい倫理意識は今回のことに該当すると思っていますか、堀議員は。

◎議員（堀 巖君） 思っています。

◎議員（井上真砂美君） 私からも1つ意見及び質問させてください。

もともとは、いわくら大地の里のことから始まったと思います。五十嵐先生や祖父江先生は、私の先輩でいらっしゃいますので、子ども食堂を行うに当たって非常に崇高な尊敬すべき行動をされてみえました。そのような崇高な場所を、堀議員はいろいろ名前を出されるんですけれども、いばしょカフェやら大地の里という名前を、このようなことで冒瀆する失礼な行為じゃないかと思っています。

それから、いろいろ説明の中に、困っている飲食店とかを助けるための休業とか、それに僕も当たるというようなことを言われたり、非常に市民をも冒瀆する言葉だと思っています。そして、議員として、岩倉市議として品位に欠くのではないかと思うんですけれども、その品位に欠くという質問に対していかが思われますか。

◎議員（堀 巖君） さっぱり分かりません。何が何を冒瀆したかということがさっぱり伝わってこないので、今の説明の中で。例えば、五十嵐先生とは最近もお会いしていますし、祖父江先生とも会っています、その後、事件が起きてから。それで里の家を汚してどうしてくれるの、冒瀆してどうしてくれるのという言葉聞いたことはありません。逆に本当に心配していただいています、五十嵐先生からも。

冒瀆ということはちょっと理解できなかったんですけど、品位を欠く欠かないという点については、先ほどのけんかだという話で言葉をチョイスしたことについて品位を欠くと言われれば、それは甘んじて、こちらからも申し訳ありませんと先ほど謝ったわけなんですけれども、そういうことで常に品位を欠く態度を取っているかどうかというのは、ちょっと違うかなというふうには思っております。

◎議員（大野慎治君） 今回の報道によって、岩倉市議会のイメージダウン、信用失墜並びに岩倉市の信用失墜、イメージダウンですよ。シティプロモーションにとってもよくない。マスコミさんの報道は、僕はいつも岩倉市の、そして市議会の報道もしていただいて、今までも報道していただいているので大変感謝しておりますが、結果的に市議会並びに岩倉市の信用失墜、品位

を落としてしまったことについては、堀議員はどのように考えているんでしょうか。

◎議員（堀 巖君） このことで何も知らない方が新聞記事だけを読んで、岩倉市何をやっているんだということで信用を失墜させたことについては、本当に申し訳ないと思っております。

◎議員（片岡健一郎君） ちょっと視点を変えます。返還した理由についてです。

新聞記事によりますと、訴訟になると市税が使われる、心が痛むということで返還されたと、ただし納得はしていないというような記事がございました。この間、今いろいろ説明を聞きましたけれども、およそ3か月間ぐらい調停の期間があったんですかね。解決までに3か月ぐらい時間を要しているわけです。調停が不調になった後も堀議員は、弁護士に相談して訴訟を含めて検討するなどの発言をしておりますし、そういったことから急に変わったというのがさっき言った理由だと思うんですね、裁判になると税金を使う、心が痛む。

これって当然ながら最初から分かっていたことだと僕は思うんです。市会議員なるもの、そういったことも予想できずに、こういうことを進めていたのかというところにまず疑問を感じますし、この3か月間も職員は動いているわけですよ、調停なりいろいろなことで。そこにも当然コストは発生しているんです。そういったところについて堀議員、どのようにお考えですか。

◎議員（堀 巖君） 最初は、それこそ弁護士も、このようなことが行われたって、それがほかの全国的に見ても、例えば弁護士の方は生活保護の事例を例えてみえましたが、誰かの通報で保護が打ち切られるとか、補助金についてもそういうことが起きてはいないかとか、そういう社会的な一つの例ではないかと。こんなことを許したらいかんということで、弁護士も協力してくれた、僕のこの事例を事細かに説明する中で弁護につくという意志を固めてくれたわけですね。そのことについては本当にそうだなとそのときは思ったし、うちだけの話ではないということでの意義を感じて、最高裁までやるぞみたいな話を気持ち的にも持っていました。

だけど、新聞の報道が、あまりにも不正受給というふうに決めつけられた報道が流れた中で、これが与える影響をしみじみと感じた。弁護士についてもしかり、私についても個人的にもしかり、感じたわけです。報道の在り方については、この際は、さんざん言わせていただいたので、もう言いませんけど、そのことについて今後続けていくことが本当にいいのかどうなのかと改めて冷静に考え直して、幾晩も幾晩も悩みながら相談もしながら考えた結

果、ちょっと方向を変えようと、違う形で、例えばオンブズマンの制度を使うだとか、そういう形で何とかできないかという、訴訟ではない、裁判という形ではない形で解決できないかということを模索する形での最終的な決断だと思います。

◎議員（片岡健一郎君）　ありがとうございます。

堀さんぐらいの方なら、当然、誓約書を書いているのを分かっている、誓約書の一文に、疑義が生じた場合は返還に応じるというのがあるのは分かっていると思うんです。それを分かっていた上で返さなかったということだと思うんですね。

今回、返還したということを市民の目線から見ると、多分認めたということ、要は不正なのか、自分が間違っていたことを認めたということになると思います。ただ、記事では納得はしていないというふうにも言っているわけですね。

今、ちょっとびっくりしたんですけど、オンブズマンという言葉が出てきたんで、そういった手法も考えられているということで、この件についてはまだ続けていくというか、訴訟はやめるけれども、そういった違う角度からこの件についてはやっていくということによろしいですか。

◎議員（堀　　巖君）　この里の家のことについてピンポイントでやっていくということではなくて、社会全体的に困っている、本当に同じようなことになっている事業所はないだろうかとか、そういうことを視野に入れながら問題意識を持って活動していきたいというふうには思っています。

◎議員（片岡健一郎君）　ありがとうございます。

誓約書のところでちょっと確認したいです、当局に。

誓約書で今回こういった疑義があって返還請求をされた件数というのは、ほかにあるんでしょうか。

◎商工農政課長（神山秀行君）　返還請求まではしていませんが、お電話でお話しして、2件ありましたが、これ以外では電話でお話しして納付書を送らせてもらうことに了承いただいて送って納付、返還していただいているという事例がございます。

◎議員（片岡健一郎君）　そういったことで、僕は誓約書が全てだと思っていまして、支給する側が後々よく見たら認められないと判断したのであれば、それに従うのが事業者でもあり、ましてや公職の市議会議員という立場であれば、そこに従うべきだと思います。すみません、これは意見です。

◎議長（梅村　均君）　そのほかはよろしいですか。

◎議員（水野忠三君）　堀議員からも、それから執行機関側からも、調停が

あったという、そういうお言葉があったと思いますけれども、調停では具体的にどのようなやり取りがなされたのか。特に伺いをしたいのは、調停でどういうものを証拠として提出して、どういう証拠に基づいてどのような主張をされたのか、もう一度伺いをしたいと思います。

◎議員（堀 巖君） それは冒頭に申し上げましたとおり、裁判制度を毀損することにもなるという弁護士の説明どおり、そこら辺はお答えを差し控えさせていただきます。

◎議員（水野忠三君） 私、やはり考えるところは、調停が非公開で行われるということで、裁判制度という言葉がございましたけれども、議員としての説明責任は別であると、別問題だと考えております。これは新聞でも、朝日、中日、読売ですかね、複数回のところもありますけれども、度々報道されていまして、最初にもありましたけど、市民の関心も高いですし、いろんな意見などもある。堀議員の説明責任というのは免れるものではないんではないかと思っています。

それで、堀議員ではなくて執行機関側のほうにお伺いをしたいんですけれども、調停の内容を堀議員が話すことについて何か支障はあるんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 私どもとしては、調停の中身が堀議員の口から発せられることについて何ら支障はないです。

◎議員（水野忠三君） ありがとうございます。

執行機関側が特に支障がないというふうにおっしゃっているのであれば、説明されたらいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議員（堀 巖君） 後日、弁護士と相談して回答させていただきます。

◎議員（水野忠三君） 分かりました。非常に残念に思っております。また、裏づける証拠というのが本当にあったのかどうなのか、私は疑問に思います。以上です。

◎議長（梅村 均君） あとよろしいですか。

◎議員（黒川 武君） ちょっとお尋ねさせていただきたいというのは、7月20日の全員協議会が終わった後、市民の方からの公開質問というのがあって、任意の集まりだったんですけど、議員全員がそろって、この場でもって市民の方とのいろいろやり取りがあったと思うんですが。ただ、堀議員は、こうもおっしゃってみえるんですね。これは一事業者と市としての問題である。個人的なことであり、議会とは関係なし。議員として答えることではない。そのような旨の発言があって、私はちょっと哑然としたんですよ。私たちは、市民の皆さんから負託された市民の代表者であるという議員の立場でもって、高い倫理観を持っていろんな活動をしなければならないだろうと。

そういうことにつきましては、自治基本条例でも議会基本条例でも議員の責務としてあるわけなんです。特に議員政治倫理条例というものは、先ほど大野議員が紹介したように、議員は市民の全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として厳しい倫理意識に徹するということもありますし、その中に具体的には、政治倫理に反する行為として政治的または道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすることと。そういったこともございますので、そういうことをもろもろ考えると、先ほどの7月20日の全員協議会の後の堀議員の発言というのはとても残念だなと思うんですが、今でもそういうことを思ってみえるのかという、まず第1点お聞きしたいことと、あとは私の意見ですけど、緊急事態の宣言の下、コロナの感染の拡大を防止するために、中小の事業者の方々は本当に厳しい苦しい経営状況の中、休業、時短営業に努力されたわけなんです。そういった努力を無にするような、中にはこんな不正なことをやる方が見えるんだと市民に思われると、とてもそういった方々に対して残念だな、気の毒だなと私自身思いますので、そういった中小事業者の方の努力を無にしないようなことをお考えいただきたいということと、私は堀議員自身、本人のけじめをつけるべきではありませんかという意見でございます。

◎議員（堀 巖君） 7月20日の全協のところで話をした、さっきの紹介いただいた言葉ですけれども、そもそも7月17日の代表者会で、あくまでも個人間のことであり、議会は関与しないということを合意したということをお聞きした上での発言だったんですね。その点は、黒川議員は代表者会議の内容についての合意。そのことを私は聞いたもんだから、個人的な話ですというところに結びついていると理解していますけれども。

◎議員（黒川 武君） 今でもそう思っているのかどうなのかということをお聞きしたいんです。その頃の経過のことについては、また後でも確認はできますけど、今でもその発言自身、そういうことをお聞きしたいんです。

◎議員（堀 巖君） 今、こうやって何回も全協であるとかいうところで、当初は裁判のこともあって、なかなか説明できないということで差し控えさせていただいていましたし、皆さんもそういう認識でおられたと思いますが、今日、できるだけつまびらかにきちんと説明をさせていただいた中で、議員としてという話も市民の方から、さっきの岩倉市議会の信用を失墜したということも大野議員のほうから改めて言われて、それがそういう面もあるだろうということで、議員としての立場もある、全く個人個人の間でもないということはそうなんですけれども、逆にこれは民間人の方も経営として絡んでいる話なので、そこら辺がちょっと微妙で、議員としてやったことと、一緒

に一般、私人として一緒にやっているということもあるので、その方の名誉も絡んでくる、私一人だけの話ではないというところも御理解をいただきたいと思います。

◎議員（黒川 武君） 堀議員の説明を聞いていても、全く理解ができないところもございます。これは私の理解力の問題かもしれませんが。そうすると、仮に堀議員のそういう論理に立った場合、議員である堀議員が、経営者である堀 巖さんがなされた行為についてどのように御覧になるんですか。これは税金、公金の問題ですから、当然議会、議員としては調査、監査の対象となるべき事項でもあるわけなんです。そういう意味合いでは、堀議員の立場から見た場合に、経営者である堀 巖さんがなされた一連の行為について、正しいと思うのか、間違っていると思うのか、どのようにお考えですか。

◎議員（堀 巖君） 正しいと思っております。

◎議員（須藤智子君） 今、堀議員のいろいろ説明を聞いていまして、自分の非は認めずに、新聞社、新聞記事について、新聞記事がいかんとか、新聞記者のことを責めていたりとか、また当局、職員さんを責めたりしているのを聞いたんですけど、先ほど一応謝罪というか、市民の皆様方に御心配、御迷惑をかけたということは言われましたけど、何か反省の色が全然見えませんですよ。新聞記事によって市民の皆様方はいろいろと感じ取ったわけで、「市民の声」ということで何通か議会のほうへ寄せられていると思うんですけど、その「市民の声」の数、何通ぐらいあるか教えてください。

◎総務部長（中村定秋君） 現時点では10通ほど来ております。

◎議員（須藤智子君） その内容について、ここで申し上げるということではできませんか。

◎総務部長（中村定秋君） 公表の要件に当てはまっていませんので、それは申し上げることができないということでお願いします。

◎議員（関戸郁文君） よろしく願いいたします。

執行機関が現職の議員を訴訟の対象にするという非常に重たい決断をしようとしていたと。すごく負担がかかったと思うんですね。すごく負担がかかると思う。そのことに対して堀議員はどういうふうに思っていらっしゃるのかというのをまず聞きたい。

それと、執行機関のほうにお尋ねしたいんですけど、この内容でもう一回、協力金の制度を出したときに、また同じことが起きちゃう、つまり再発防止ができるのかというところが僕にはすごく不安なんです。ですので、この2つについてお話ししていただければと思います。

◎議長（梅村 均君） まず、どうでしょう。堀議員から、職員さんが訴訟を検討したということで、その辺についてはどう思うかということですね。

◎議員（堀 巖君） ちょっとコメントしづらい質問ですね。僕だったらしないです。僕が執行機関側だったらしないと思います。さっき言ったように話し合いで解決すべきだと思いますし、だから訴訟に踏み切るところの組立て。完全に例えば詐欺、本当に不正だというふうに判断をして、例えばゴールデンウィーク期間中に休んでいないのに営業していたというなら分かります。でも、今回の話はそうじゃなくて、この協力金の目的というのは、商工農政課が担当しているとおり、事業者救済の側面、今回の第3波と同じで、コロナの蔓延を防ぐための、併せて事業者が休んだときの休業補償ですよ。だから、その点について、まさしく4月29日から5月6日の間に、休んでいるというふうに申請したのにやっているだろうという指摘はすごくいい指摘だとか適切な指摘で、もしそれがやっていたとするならば、それは大変な、それこそ詐欺ですよ。だけれども、そうじゃなくて、営業という言葉の定義のそこの話なので、それを訴訟として提起してきたわけで、今回、そこを争点にしてね。そこでそんなに、僕としては、さっき片岡議員からあったように、このことについて、そういうことで違う事業者の方も同じような目に遭っているところがあるんじゃないかという危惧の下にやろうとしたけど、本当はそんなことで争う題材なのかなというのを今となっては思うわけで、僕が執行機関だったら訴訟には提起しないと思うんです。

◎議員（水野忠三君） 今、堀議員から今となっては思うというお言葉がありましたけれども、念のため確認をさせていただきますが、10月14日のいわくら大地の里の家のフェイスブックのほうの記述の中で、今回のコロナ休業の協力金申請から受給、返還請求までの流れ、またこれからの闘いには社会的意義が存在することと考えます。一市民、一事業者としての立場はもちろん、市議会議員としての矜持から粛々に行っているものですという記述がございます。今となっては思うという先ほどお言葉がありましたので、この闘いとか、社会的な意義が存在するとか、矜持とか、そういうところは自己否定されるということではよろしいでしょうか。

◎議員（堀 巖君） 全く自己否定しません。さっき言ったとおりの話です、社会的意義というのはね。

◎議員（水野忠三君） ですから、闘いは否定されるということですよ。

◎議員（堀 巖君） 闘いというのはいろんな意味がありますので、だから法廷闘争としての闘いは、今回は回避したということです。

◎議長（梅村 均君） 先ほどの関戸議員からの質問で再発防止の関係で。

◎商工農政課長（神山秀行君） 再発防止という観点から申しますと、審査を厳格にする必要が出てくると思います、現地確認、開店状況とか。当然、休業要請期間が終わった後の申請になりますので、そこまで遡って開店状況を確認することは困難だと思われそうですし、今回、感染拡大の防止も含めますし、事業者支援という視点もございます。なので、できるだけ早くお金をお渡しすることによって、事業者の維持・存続のための費用として使っていたきたいということがございましたので、審査は簡潔にという言い方が適正なのか分かんないですけど、できるだけ審査を簡単にして素早く支給という形に重点を置かせていただいたところになります。

◎総務部長（中村定秋君） 先ほど市が訴訟を検討していることに関して、堀議員のほうから言葉の認識の違いみたいな話、そんなところで争うのかみたいな話でしたけれども、私どもは別にそんなところで争うわけではなくて、返還していただきたいと言っても返還していただけないもんですから、返還を求めるには訴訟しかないだろうと、最終的にはですね。そういうことで、そんなこととおっしゃいますけれども、10万円は公費でございますので、そんなことと言われるのもちょっと心外だなと思います。

◎議員（堀 巖君） 10万円の金額をそんなことと言ったのではないというのは御理解いただきたいと思います。もちろん10万円は公金なので、そんなことでは当然ないわけで、だから返す返さないというところで最終的には誓約書というのが全てだと言われたけど、事業者として発言しますけど、事業者側からすれば、何が争点か、営業しているかしていないかだと思うんです、一番重要なのは。時短の要請に、時短に応じたという申請をして時短に応じていなかったというところが一番重要な点で、だけど条件として、今回、4月10日時点で開業していること、かつ営業実態があるというところが前段階での条件としてあって、そこが争点になってしまったことについて、そこでの法的な解釈を云々かんぬんで法廷闘争で争うのが、結果的には10万円返す返さんというふうになっちゃっているけど、でも10万円の重みというのはあるからこそ、僕は返したときに本当に泣きましたよ。涙が、悔しくて悔しくて。全うな申請手続をしてもらって本当に涙が出てきました。そのぐらい、本当にごまかしてやっているんだったら、そんなことしませんよ、初めから。

◎議員（水野忠三君） そういう思いであれば、この要綱の趣旨、精神もしっかりお読みできたのではないかと思います。要するに、開業しており、かつ営業実態が確認できるというのは、実際にお客さんが出入りをして、お客さんが出入りすることによって売上げがあって、そういうものを諦めざるを得ない方を救済するために行うわけです。つまり、お客さんがそれまでは出

入りをされていて、売上げがちゃんとあって、その売上げがあるような方々が、やむを得ず市の言うことに従って、従ってといいますか理解して応じて休業するということで、実際に営業、営業というのはここでは売上げがあり、お客さんから売上げがあって、そういう人たちが涙をのむから10万円を出すんだと。準備をしているだけで、つまり開業していなくて、開業準備行為ですから開業していなくて、全く売上げがないような人に、本来あげるような精神でこの要綱をつくられたわけではないと思います。

したがって、堀議員が営業していると、営業に当たると、開業準備行為は営業だと言うのは、それは言葉のあやをあえてついているということで、全く要綱の精神を理解していない。実際に売上げがあって、その売上げを涙をのんで諦める人たちのために、こういう要綱をつくったわけであって、作成した要綱の精神といいますか、そういうものを理解していない。返すときに泣くぐらいだったら、ちゃんと要綱をつくった方々の思いをしっかりと酌み取るように努力すべきではないかと考えますけれども、いかがですか。

◎議員（堀 巖君） あなたね、実際のあのときのコロナ禍の状況の立場って全く想像できないと思っています。そういう制度だとすれば、受け付けちゃ駄目だと思います。最初から、申請したときから窓口で、あのコロナ禍の状況の中で、4月3日にオープンした店が集客できるかどうかというところをちゃんと伝えて申請しているわけですよ。全く収支報告に収入がないんです。収入がないことを伝えて申請しているんです。お分かりですか。

◎議員（水野忠三君） コロナ禍の中で行政の側としては迅速性を重視するということで、書面による形式的な審査でゴーすると、支出するということとは一定理解できることでございまして、堀議員の言い方で言うと、その後になってということかもしれませんけれども、実質的にその要件が認められないということになったら、返還を求めるのは当然だと思います。

◎議員（堀 巖君） 違います。形式的審査というのはどういうことを指しますか。必要書類が整っていることも形式的審査ですけど、一番最初に僕が説明したとおり、窓口で収支報告書の中身を見ながら、駐車場を貸していますね、仕入れていますねということを確認しながら申請書を提出しているんですよ。分かりますか。それも形式的な審査かもしれませんが、そのときにあらかじめ収入がなくても支出をしている、仕入れをしている、それを認めていただいているというふうに認識しているんですよ。例えば窓口の審査を通して、後で決裁の審査も審査をしていなかったことになっちゃいますよ、そうなるよ。

◎議員（水野忠三君） 全く納得できません。この点については執行機関側

の御見解をお伺いします。

◎商工農政課長（神山秀行君） 先ほど部長のほうから説明があったように、申請のときに営業しているということで回答をいただいておりますので、その言葉を信じてというところで。

〔発言する者あり〕

◎商工農政課長（神山秀行君） 4月10日以前にということ。

◎議員（堀 巖君） それもおかしい話で、言った言わないの話じゃないんですよ、市の事務って。書類を提出していただいて、その書類の中身をもって確認して、それが正しいかどうかで補助金なり、そういうお金を支出するわけですよ。だから、言葉を信用してという説明はやめたほうがいい。

◎商工農政課長（神山秀行君） まず、当初のとき、確かに開業の届出がなかった。そこでそれも必要書類ですよという形で御案内のほうをさせていただいて、5月の日付で提出して、4月3日付で開業届のほうを受けてきた。それをもって、あと売上げがなかったというものも見まして開業していたということで一定判断しましたが、その後の書き込みを見ると、とても営業していたようには見えなかったものですから、それが営業していたという確たるというか、それを客観的に判断できる書類を出していただきたいという形でお願したものであります。

◎議員（水野忠三君） 非常にうがった見方かもしれませんが、先ほどもお話ししたいわくら大地の里フェイスブックで、4月18日付の投稿に、4月3日に営業許可証を頂いてオープンしようとしていましたが、この状況では無理ですというふうにございます。次に、今月3日より、いばしょカフェとして営業しておりますが、緊急事態宣言のため解除まで休業しておりますという書き込みで、これが4月24日ですかね。この4月18日付の投稿の後、4月24日付の書き込みで1週間にもならない、たった6日間の間に矛盾する投稿がされております。この点も不可解なんですけれども、それで今度は市のホームページの新型コロナウイルス対策本部会議のページで、開催記録などを見ますと、4月24日の決定事項に、ゴールデンウィーク期間中の市独自の休業協力金を支給することを決定云々というふうにあります。変に疑って申し訳ございませんけれども、4月24日にホームページでそういう決定事項が書かれていて、そして4月24日に矛盾した書き込みがされている。これは単なる偶然なんでしょうか。

◎議長（梅村 均君） フェイスブックの書き込みのことで、分かりますか。書き込んだのは堀議員ですかね。

◎議員（水野忠三君） もう一回言うと、4月18日の書き込みに、要するに

4月3日オープンは無理というふうに書き込まれていて、4月24日に4月3日より営業していますというふうに書かれています。4月24日の決定事項に、市独自の今回問題になっている休業協力金が支給されることに決定しましたというふうになっているわけですがけれども、つまり4月18日の書き込みと24日の書き込みで矛盾があるんですけれども、4月24日、市の協力金が支給というふうに決定してそういうふうに書き換えられたのか、その点についてはいかがでしょうか。これはただの偶然なのでしょうか。

◎議員（堀 巖君） 協力金のことは関係ないと思います。矛盾ということの指摘は、多分、営業という言葉とオープンという言葉だと思います。そもそも、営業は3日から始めましたが、オープンイベントをいつ打つかというところをずっと思案していたんですね、共同経営者と。それが、やっぱりゴールデンウィーク中というのはかき込みどきなので、だけどコロナ禍で状況が一変をされていて、どんどん後ろのほうに、オープン。オープンをするためにはプレオープンがあって、一部の親しい人を集めてみたいなプレオープンもあるだろうし、オープンイベントと営業という言葉で矛盾をしているというふうに感じるので、本当に書き方も誤解を受けるような書き方があちこちで出ていると思います。これ矛盾しているんじゃないか、矛盾しているんじゃないかと多分言われることはあるかと思いますが、書いた書き手の営業という言葉と開業であるとかオープンであるということの言葉の使い分けが適切でなくて誤解を与えたことについては、多分そうじゃないのかなというふうには思っています。

◎議員（水野忠三君） ちょっと申し訳ないです。自分の理解力が及ばないような御説明のような気がいたします。

そして、先ほどちょっと細かいなと自分も思いましたが、税務署に提出された書類、何種類か申し上げましたが、例えば所得税の青色申告承認申請書というやつは、これは提出期限は開業の日から2か月以内で、これは問題は理屈の上ではございません。しかしながら、個人事業の開業等届出書とか給与支払事務所等の開設届出書は、開業の日から1か月以内とか事務所などを開設した日から1か月以内ということで、もし4月3日とか、そういう日であれば、5月15日に提出であれば1か月を過ぎております。つまり、これは提出期限を過ぎております。定められている個人事業の開業等届出書であれば、開業の日から1か月以内なので、5月15日に提出は本来おかしい話でございます。

そういうことについて、罰則がないからとか、そういうことはあるかと思えますけれども、行政書士等をされておられるのであるならば、開業の日か

ら1か月以内、つまり5月15日の提出だったら4月3日に開業届が出されるという関係がおかしいわけでございます。ですので、そういう点も疑義があるということは申し上げたいと思います。

◎議長（梅村 均君） あと、そのほかよろしいですかね。

◎議員（木村冬樹君） 1点だけ。1点だけというか、今、説明をずっと長い期間聞いてきて、この問題についての市の考え方や堀議員の考え方があって時間が経過してきたんだということが分かります。私がどうしても疑問に思っているんですけど、疑問に思っていることに誰か答えられるかといえ、そうでもないところもあるんですけど。市民が一番この問題について疑問点を持ったのは、やっぱり10月14日の中日新聞の記事を見てということだと思っています。この新聞記事、僕も読みましたけど、何かやっぱり変な感じがしたんですよね。要するに、市が訴訟の準備をしているということが、なぜ新聞記者に伝わって記事になったか。市の内部情報なのにどうしてなんだろうという、そういう疑問が私は湧きました。だから、これは答えられる人があったら答えてほしいんですけど。

それともう一点は、政治倫理条例の中には政治倫理基準というのがあって、具体的に書かれています。黒川議員や大野議員が言ったように、そういう厳しいものだとも思っています。具体的に、市から補助金をもらっている団体の役員にはなってはならない、そういう具体的な政治倫理基準があるところだから、これは継続して補助金をもらっている団体なのかなという解釈もできますけど、堀議員がなぜ大地の里の家の代表者としてなってしまったのかなというところが、経過は聞きましたけど、そこは議員として慎重であるべきであったなと思います。ということで、そういう疑問が私はこの話合いの中で感じましたので、2点お伝えさせていただきました。

◎総務部長（中村定秋君） 1点目の話ですけれども、答えになっているかどうか分かりませんが、もしこの件で取材を受けたとして、最終的に返還されなかったらどうなるんですかねと聞かれたら、訴訟しかないでしょうねと、多分そういうことになるんでしょうね。だから、それがもし記事になるとすれば、訴訟も検討しているという記事になるかもしれません。答えになっているかどうか分かりませんが。

◎議長（梅村 均君） そのほかよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） では、ないようですので、これをもちまして協議事項のほうは終了いたします。

以上をもって協議事項を終わります。

4. その他に入ります。

その他何かございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎議長（梅村 均君） では、ないようですので、その他を終わります。

大変長時間、ありがとうございました。これをもって全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。